

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第541号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第563号）

事件名：平成26年度発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業成果報告書（概要）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年度発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業成果報告書（概要）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、不開示とされた部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月16日付け27受文科初第4347号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条6号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、「学習障害児に対する指導方法を実践していることが分かる文書（直近年度のもの）」についてなされたものである。

請求内容から、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等や指導方法の改善等を事業内容とした事業で実践された「平成26年度発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業成果報告書（概要）」（本件対象文書）で特定を行うことが可能であると考えたところ。

本件開示請求については、平成28年3月7日の情報公開請求窓口において文書特定の確認を審査請求人で行い、教育委員会等から報告を受けているものとの趣旨であることを確認し、本件対象文書を特定したところであるが、特定に誤りがあった場合に、開示請求者が再度請求を行う手間を

省くため、できる限り補正を求めることが望ましいという法の趣旨を踏まえ、特定した文書の概略を明記した上で文書の特定等に対する要望を確認するため、補正を依頼したが、一定期間経過しても返答がなかったため、あらかじめ特定した文書で開示の決定を行った。

なお、特定した文書につき、法5条6号の不開示情報に該当することから一部不開示としたところ、審査請求人から、法5条6号に該当しないとして、原処分取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 開示決定の妥当性について

(1) 本件対象文書には、学習障害児に対する指導方法を実践していることが記載されており、文書の特定に誤りはないものである。

(2) 法5条6号の該当性

本件対象文書には、行政機関の「直通電話番号」及び「ファックス番号」が記載されているところであるが、これらについては、次に掲げる理由から法5条6号本文に該当する。

すなわち、行政機関の直通電話番号及びファックス番号については、公にされておらず、仮に公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるため、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている行政機関の「直通電話番号」及び「ファックス番号」は、いずれも法5条6号本文所定の情報に該当するというべきである。

3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから、行政文書を特定して、開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年12月28日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年1月29日 | 審議 |
| ④ | 同年3月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分

結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、文部科学省から委託を受けた各教育委員会や学校法人等が平成26年度に実施した「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」の成果報告書の概要である。

なお、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」とは、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方についての研究事業である。

イ 本件対象文書には、担当部署の直通電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスの記載があり、いずれも公にされていないため、これらを公にした場合、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、法5条6号に該当する。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 本件対象文書は、上記(1)アで諮問庁が説明するとおり、平成26年度に各教育委員会や学校法人等が実施した「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」の成果報告書の概要であり、当該文書のうち、当該事業を実施した各教育委員会や学校法人等の担当部署に係る直通電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスが不開示とされていることが認められる。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、文部科学省のウェブサイトに掲載されている当該事業の成果報告書の概要を確認させたところ、本件対象文書の不開示部分に対応する各教育委員会や学校法人等の担当部署に係る直通電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスが掲載されていることが認められた。

ウ そうすると、当該不開示部分は、既に明らかになっていることから、これらを公にしても、いたずらや偽計等に使用され、地方公共団体等が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法5条6号柱書きに該当しない。

念のため、法5条2号イ該当性について検討すると、不開示部分のうち、学校法人の担当部署に係る直通電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスは、上記イのとおり、既に公になっていることから、これらを公にしても、本来の目的以外に使用されるなどして法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号イに該当しない。

したがって、当該不開示部分は法5条2号イ及び6号柱書きのい

ずれにも該当せず，開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司